

神奈川県労働局発表

平成29年9月28日

(担当)

神奈川県労働基準部賃金室

賃金室長 中川 伸人

賃金指導官 中原 隆之

TEL 045-211-7354 (直通)

最低賃金、確認した？

神奈川県最低賃金が改定されました。

○神奈川県最低賃金は、平成29年10月1日から時間額956円になります。最低賃金は、働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度で、年齢や、パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- 時間額 956円 (9月30日まで 930円)
- 引上額 26円
- 引上率 2.8%

○最低賃金総合相談支援センターでは、賃金を含む様々な経営・労務管理に関する課題に対してワンストップで無料相談に応じています。(0120-641-020)